

(証券コード 3283)  
平成28年8月8日

## 投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング

日本プロロジスリート投資法人  
執行役員 坂下雅弘

## 第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年8月25日（木曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第15条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがいまして、投資主様が当日投資主総会にご出席されず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第15条（みなし賛成）

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
- 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- 日 時： 平成28年8月26日（金曜日）午前10時
- 場 所： 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 6階 602  
(末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

---

### (お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください  
ますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理  
人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を  
議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社で  
あるプロロジス・リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催い  
たしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を本投資主総会の前日までの間に修正する必要  
が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.prologis-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：規約一部変更の件

##### 1 変更の理由

- (1) 租税特別措置法施行規則の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定を削除するものです（現行規約第31条第5項関係）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」といいます。）の改正により、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が特定資産（投信法施行令第3条に定める特定資産をいいます。）に追加されたことに伴い、本投資法人の投資対象の明確化及び拡大をすべく、当該資産を本投資法人の投資対象として追加する規定を新設するものです（変更案第32条第4項第8号及び第9号関係）。
- (3) 投資法人の計算に関する規則及び租税特別措置法等の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人の法人税等の課税の負担を軽減することを目的とした利益を超えた金銭の分配を可能とするため、関連する規定の変更を行うものです（変更案第39条関係）。
- (4) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正により本投資法人が一般事務受託者に対して委託する業務の種類が追加されたことに伴い、これらの委託業務についても今後新たに委託され得ることを明確にするため、規定の変更を行うものです（変更案第41条第3項関係）。
- (5) 本投資法人が合併を行った場合における合併報酬に関する規定を新設するものです（変更案別紙第4項関係）。
- (6) 上記の他、投資信託及び投資法人に関する法律の改正の施行により不要となった附則の削除を行うとともに、適用法令の表現との整合性、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正を行うものです。

## 2 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（投資態度）</p> <p>1. ~ 4. (省略)</p> <p>5. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合が100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</p>	<p>第31条（投資態度）</p> <p>1. ~ 4. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第32条（資産運用の対象とする資産の種類）</p> <p>1. ~ 3. (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>(1) ~ (7) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5. (省略)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 動産（民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。）</p> <p>(5) (省略)</p> <p>6. (省略)</p>	<p>第32条（資産運用の対象とする資産の種類）</p> <p>1. ~ 3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (7) (現行どおり)</p> <p>(8) 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）</p> <p>(9) 公共施設等運営権（投信法施行令第3条第12号に定めるものをいう。）</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 動産（民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。ただし、前項第8号に該当するものを除く。）</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第39条（金銭の分配の方針） (省略)</p> <p>(1) 分配方針</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、本投資法人の利益は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額等</u>の合計額を控除した額をいう。）の金額とする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。）を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p>	<p>第39条（金銭の分配の方針） (現行どおり)</p> <p>(1) 分配方針</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、本投資法人の利益は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。）の金額とする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。）を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、<u>利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則等を含む。）において定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u>また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>さらに、本投資法人は、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当などの他の選択肢についても検討の上、当該営業期間の減価償却費の60%に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として、原則として継続的に分配する方針である。ただし、経済環境、不動産市況、本投資法人の財務状況等を勘案し、利益を超えた金銭の分配を行わない場合もある。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第40条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う資産運用報酬の額又は支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙<u>1</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、<u>本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えるため又はその他の理由により本投資法人が適切と判断した場合、法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則等を含む。）において定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u>また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>さらに、本投資法人は、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当などの他の選択肢についても検討の上、当該営業期間の減価償却費の60%に相当する金額（ただし、法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則等を含む。）において定める金額がこれより低額な場合には、当該金額）を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として、原則として継続的に分配する方針である。ただし、経済環境、不動産市況、本投資法人の財務状況等を勘案し、利益を超えた金銭の分配を行わない場合もある。</p> <p>(3)～(5) (現行どおり)</p> <p>第40条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う資産運用報酬の額又は支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙に定めるとおりとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第41条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. ~2. (省略)</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>	<p>第41条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. ~2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務その他投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条に定める事務は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>
<p><u>第11章 附則</u></p> <p><u>第42条（改正の効力の発生）</u></p> <p>1. 第8条第2項の新設に係る改正は、投資法人における投資主との合意による自己の投資口の有償での取得を認める旨の投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</p> <p>2. 第9条第3項及び第4項の新設に係る改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める旨の投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</p> <p>3. 第20条第2項但書の新設に係る改正は、執行役員の任期の延長を認める旨の投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (省略) 1. ~ 3. (省略) (新設)	別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり) 1. ~ 3. (現行どおり) <u>4. 合併報酬</u> <u>本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸収合併（以下「合併」と総称する。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合には、合併の効力発生日から3か月以内に、合併時において当該他の投資法人が保有していた対象資産の合併時における評価額に本投資法人と資産運用会社の間で別途合意する料率（0.5%を上限とする。）を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を支払うものとする。</u>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員坂下雅弘は、平成28年8月31日をもって任期満了となりますので、平成28年9月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第20条第2項の規定により平成28年9月1日から2年となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成28年7月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有投資口数
坂 下 雅 弘 (昭和36年3月7日)	昭和59年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 平成17年9月 株式会社プロロジス 開発部部長 バイスプレジデント 平成19年1月 同社 開発統括部長 ファーストバイスプレジデント 平成21年1月 同社 事業企画・オペレーション本部長 シニアバイスプレジデント 平成23年6月 同社 チーフインベストメントオフィスマネージングディレクター 平成24年6月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 代表取締役社長（現任） 平成24年11月 日本プロロジスリート投資法人 執行役員（現任）	10口

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員山口哲の選任に係る決議は、平成28年8月31日をもって効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成28年9月1日付で改めて補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する平成30年8月31日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成28年7月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有投資口数
やま ぐち さとし 山 口 哲 (昭和41年9月8日)	平成2年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 平成18年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 企画管理部及び投資運用部 マネージャー 平成20年8月 株式会社プロロジス 事業企画部長 バイスプレジデント 平成22年1月 同社 事業企画部長 ファーストバイスプレジデント 平成24年6月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社出向 取締役投資運用部長（現任）	2口

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社の取締役投資運用部長です。その他には、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員島村勝巳及び濱岡洋一郎の両名は、平成28年8月31日をもって任期満了となりますので、平成28年9月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第20条第2項の規定により平成28年9月1日から2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有投資口数
1	しま　むら　かつ　み 島　村　勝　巳 (昭和19年8月25日)	昭和44年4月　日本通運株式会社　入社 平成16年6月　同社　執行役員　第3ブロック地域 統括兼千葉支店長 平成17年5月　日本通運健康保険組合　理事長 平成17年6月　東京健康保険組合連合会　副会長 平成17年11月　厚生労働省　社会保障審議会　医療 部会委員 平成20年2月　国土交通省　運輸審議会委員 平成24年11月　日本プロジェクト投資法人　監 督役員（現任） 平成26年5月　株式会社安研　取締役（現任）	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有投資口数
2	はま　おか　よういちろう 濱岡 洋一郎 (昭和28年9月24日)	<p>昭和51年4月 三井不動産株式会社 入社</p> <p>平成12年4月 ジョーンズラングラサール株式会社 代表取締役社長</p> <p>平成24年4月 同社 取締役会長</p> <p>平成24年7月 NSホールディングス株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>平成24年8月 株式会社トータルエステート 取締役（非常勤）（現任）</p> <p>平成24年10月 トーセイ株式会社 顧問</p> <p>平成24年11月 日本プロロジスリート投資法人 監督役員（現任）</p> <p>EWアセットマネジメント株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>平成25年6月 ドリームバイザー・ホールディングス株式会社（現 ウエルス・マネジメント株式会社） 監査役</p> <p>平成26年6月 同社 取締役（現任）</p> <p>平成27年6月 株式会社トータルエステート住宅販売 監査役（非常勤）（現任）</p> <p>株式会社トータルテック 監査役（非常勤）（現任）</p> <p>平成28年6月 あかつきフィナンシャルグループ株式会社（現 株式会社あかつき本社） 取締役（非常勤）（現任）</p>	0口

- 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

## 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員奥国範の選任に係る決議は、平成28年8月31日をもって効力を失うことから、監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、平成28年9月1日付で改めて補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する平成30年8月31日までとなります。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりあります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有投資口数
おく くに のり 奥 国 範 (昭和49年12月19日)	平成13年10月 弁護士登録 小沢・秋山法律事務所 入所 平成17年10月 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師(現任) 平成19年4月 奥綜合法律事務所 設立 同所 代表弁護士(現任) 平成24年12月 株式会社eight 監査役(現任) 平成26年4月 日本弁護士連合会 常務理事	0口

・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

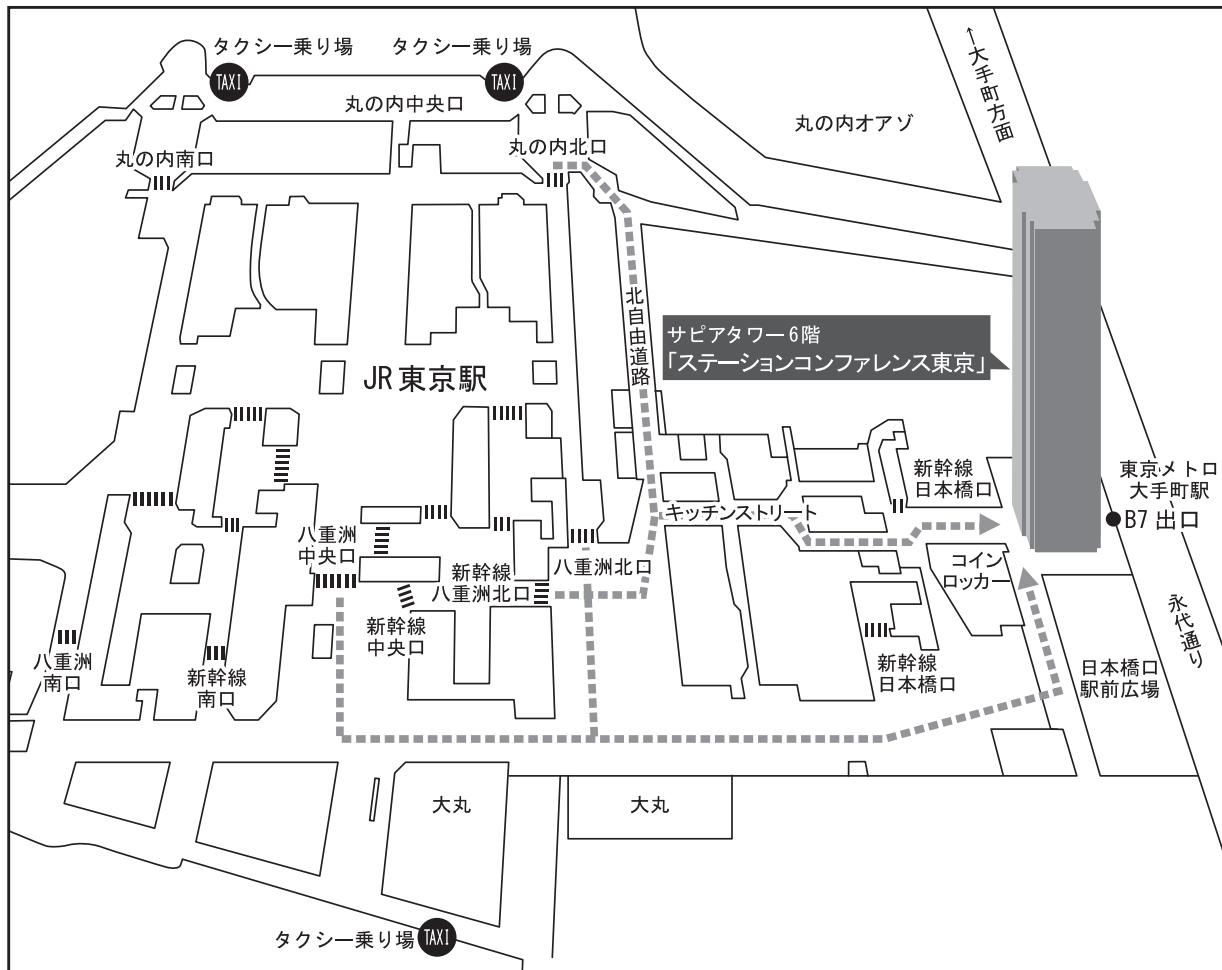
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

## 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 6階 602  
電話 03-6888-8080 (代表)



交通 JR 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分  
「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分  
地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線  
「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結